

公益社団法人 日本歯科衛生士会
令和 8 年度 代議員会議事録

- 1 開催日時 令和 8 年 6 月 7 日（日）13:30～15:38
- 2 開催場所 ステーションコンファレンス東京 501
東京都千代田区丸の内 1-7-12
- 3 出席者 代議員総数 80 名
出席代議員数 80 名（うち、議決権行使書提出 2 名、委任状 3 名）
定時代議員会出席者名簿（別紙 1 のとおり）
- 理事総数 21 名
出席理事数 20 名 定時代議員会役員等出席者名簿（別紙 2 のとおり）
欠席理事数 1 名
監事総数 3 名
出席監事数 3 名 定時代議員会役員等出席者名簿（別紙 2 のとおり）
- 4 議長・副議長 議長 中村昌代（熊本県） 副議長 米田衣代（奈良県）
- 5 議事録署名人 中村美智子（栃木県） 久本千佳（岡山県）
- 6 配付資料 ・令和 8 年度定時代議員会議事次第
・令和 8 年度定時代議員会議案書（代議員・役員には事前配布）

7 議事の経過の要領及びその結果

定刻となり岡田専務理事より開会を宣し、本定時代議員会は、定款第 18 条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立した旨を告げ、議案の審議に入った。

（岡田専務理事）定時代議員会の出席者数につきましては、定款第 21 条の規定により、あらかじめ「書面による議決権行使」及び「委任状の提出」をもって出席したものとみなすと規定されています。この数を含めて出席者となります。

【代議員総数 80 名のうち会場出席数 75 名、議決権行使数 2 名、委任状 3 名で合計 80 名になり、定足数（総代議員の過半数 41 名）を満たす。】

(1) 歯科衛生士の倫理綱領の唱和 【岡田専務理事が担当】

(2) 物故会員に対する黙とう 【岡田専務理事が担当】

・令和 7 年度物故会員 17 名

(3) 議長及び副議長の選出

岡田専務理事より定款第 17 条の規定に定める議長及び副議長の選出について諮り、会場の代議員から推薦がなかったことから、岡田専務理事から推薦することについて、了承を得たうえで議長及び副議長を推薦した。

推薦のとおり、議長に中村昌代（熊本県）、副議長に米田衣代（奈良県）が異議なく承認され、

選出された。

(4) 会長あいさつ

議長及び副議長が着席後、始めに議長の指名により武藤会長からあいさつを行った。

(武藤会長) 代議員の皆様、本日はご多用の中、令和 8 年度公益社団法人日本歯科衛生士会代議員会にご出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃より本会の活動に対し、深いご理解とご協力を賜っておりますこと心より御礼申し上げます。

昨年 6 月のこの代議員会において会長に就任させていただきました。早くも 1 年が経過いたしました。想像を絶する怒涛の 1 年でございました。令和 7 年度を振り返りますと、歯科衛生士を取り巻く環境はますます変化し、その役割と期待はこれまで以上に高まった 1 年であると感じております。本年 2 月に開催した 75 周年記念事業におきましては、全国の都道府県歯科衛生士会の皆様に多大なるご支援を賜り皆様とともにお祝いことができましたこと改めて心より御礼を申し上げます。たくさんの来賓の方々、関係者の皆様にお祝いをして頂き本当に皆様に愛されている会であることを痛感させていただきました。これはひとえにこれまでの長きにわたり歯科衛生士会を支えていただいた歴代の会長及び役員の皆様、そして、それを支えている事務局の皆様、都道府県歯科衛生士会役員の皆様、さらに真摯に歯科衛生業務に取り組んでくださっている全ての会員の皆様のたゆまぬ努力の積み重ねがあつてこそと存じます。本当に素晴らしい 1 日を過ごすことができました。こちらも併せて心より感謝申し上げます。

さて、先般ご連絡させていただきました令和 8 年度診療報酬改定において新設された口腔機能実地指導料に対応するため、日本歯科衛生士会として研修要綱を整備し、皆様に発信させていただきました。各都道府県の研修会事情があることは重々承知ですのでこの要綱のとおりに行えない場合もあるかと存じますが、案内文に記載させていただいた通り今回の算定は私たち歯科衛生士に課せられた責任ある指導料です。この算定に従事できる歯科衛生士を育成することは、歯科衛生士会の重要な責務であると考えております。施設基準のための研修会であると同時に適切な指導が出来る歯科衛生士を育成する研修会と捉えていただき各地域でご相談の上有益な研修会を開催して頂ければと願っております。歯科衛生士の責任が診療報酬上においても評価される新たな一步を踏み出すことができました。これからは予防歯科の担い手としてだけでなく口腔機能の維持向上を支える専門職として、より幅広い活躍を大いに期待したいと思っております。併せてこの要綱作成は、日本歯科医師会はもとより日本小児歯科学会、日本老年歯科医学会の先生方に変えて指導を賜りました。両学会には、御礼と共に各都道府県歯科衛生士会が開催する研修会へのご協力を要請しておりますことを重ねてご報告申し上げます。

さらに、我が国では少子高齢化が一層進展し、医療と介護の複合ニーズを有する高齢者の増加が見込まれる中、国では攻めの予防医療などを徹底し健康長寿の延伸を図るとされています。まさに歯科衛生士が得意とする時代の到来を感じる中、確実に生産者人口が減少する時代において、医療関係職種の担い手を安定的に確保・養成するための検討が始まっています。これは歯科衛生士に限らず様々な課題や現状、そして未来を各職種で共有し様々な角度から意見交換が行われております。今後もこの検討会は継続いたしますが歯科衛生士においても資質の向上や社会的地位向上を目指すとともにその担い手を確保し、人生 100 年時代である国民の健康を守り、歯科衛生士一人一人が責任と誇りをもって業務に励み、社会から信頼される存在であり

続けるよう本会も引き続き全力で支援し、職能の発展を後押しする存在であり続けなければなりません。75 周年という節目を迎え、次の 100 年を見据えながら都道府県歯科衛生士会の皆様と共に未来を切り開いてまいりたいと思います。

皆様の益々のご協力をお願い申し上げ、本日の代議員会が、全国の歯科衛生士会の活動、更なる発展につながる実り多い議論の場となりますことを期待申し上げ、開会にあたってのご挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(5) 議事録署名人の選任

中村議長より定款第 22 条第 2 項の規定に定める議事録署名人の選任について諮り、議長から推薦することについて、了承を得たうえで 2 名を推薦した。

推薦のとおり、議事録署名人として 中村 美智子（栃木県） 久本 千佳（岡山県）が異議なく承認され、選任された。

【審議事項】

(1) 第 1 号議案 令和 7 年度事業報告（案）に関する件

(2) 第 2 号議案 令和 7 年度決算報告（案）に関する件

議長より第 1 号議案及び第 2 号議案は、内容が関連しているので、併せて説明し、その後で質問を受けることを提案し、議長の指名により久保山副会長から「第 1 号議案 令和 7 年度事業報告（案）に関する件」について、資料に基づき説明を行い、引き続き、財務担当の根岸常務理事から「第 2 号議案 令和 7 年度決算報告（案）に関する件」について、資料に基づき説明を行った。

続いて、議長より決算報告に関連して、監査報告を監事に求め、渡邊監事から資料「監査報告書」に基づき監査の結果を説明し、続いて審議に入った。

（中村議長）第 1 号議案の令和 7 年度事業報告（案）については、定款第 50 条の規定により、理事会の承認を得て、定時代議員会に提出し、その内容を報告するとありますので、採決の必要はありません。

質問をお受けします。質問のある方は挙手し、質問の前に所属会と氏名を名乗ってから発言をお願いします。

大野代議員（高知県）事業報告の「その他歯科衛生の推進及び指導者育成に関すること」について、会員外参加者の人数が記載されています。令和 6 年度において、「歯科衛生士勤務実態調査」や「歯科衛生士の実態調査」が実施され、「歯科衛生士の実態調査」においては非会員のインタビューも実施され、その結果報告を頂きました。調査の結果は、対外的に説明をする際の根拠として大変有用なものでした。この調査結果を踏まえて令和 7 年度の理事会において非会員の歯科衛生士に対する課題や会員を増やすための方向性について検討されたことがあれば教えていただきたい。

（武藤会長）「歯科衛生士の実態調査」において実施した非会員へのインタビュー等の結果について

は、本日出席の皆さん全員が聞いておられたわけではありませんが、吉田前会長より歯科衛生推進フォーラムにおいて報告させていただいております。会員からの調査は「歯科衛生士勤務実態調査」において非常に重要なものとして 5 年に 1 回取らせていただいております。その結果を見ますと当会の会員はまじめで忍耐強いことが判ります。一方で、「歯科衛生士の実態調査」において、非会員からは、自分、生活、家族、時間が大事との結果が出ていました。理事会では、時間の関係もあることから、この結果を踏まえて検討することは難しいですが、今取組まなければならない未来のビジョンや専門歯科衛生士制度においては非常に参考になるものとして調査結果を振り返りながら検討しておりますので、調査の結果を反映してまいります。

大野代議員（高知県）会員のお金を使って調査しているのであるから、その結果に基づいた方向性を検討して頂きたいと思います。

（武藤会長）無駄にすること無く活用させていただきます。

（中村議長）他に議案に対する質問は無いようですので第 1 号議案はただいまの報告をもって審議を終わります。次に、第 2 号議案 令和 7 度決算報告（案）について、質問のある方は挙手をお願いします。質問の前に所属会と氏名を名乗ってから発言をお願いします。

品田代議員（大阪府）正味財産増減計算書（案）において、受取会費が正会員、学生会員共に減となっています。正会員については 335 名、学生会員については 463 名が減少しています。一方で通信運搬費が 358 万円の減、印刷製本費が 727 万円の減となっています。大阪府歯科衛生士会においても郵送料がかなり高額となってきているのですが、これら費用の減は、学会誌が電子化されたことによるものなののでしょうか、あるいは会員の減少によるものなののでしょうか。学会誌の電子化によりどれぐらいのメリットがあったのでしょうか。

（武藤会長）おっしゃる通り、正会員の減は続いておりますので、それに伴う諸費用の減は生じております。正会員については、増加させていかなければならないところです。

学会誌の減少に伴う費用対効果については、即答できないので後ほど報告いたします。

米田代議員（大阪府）正味財産増減計算書（案）委託費の備考欄にある J-STAGE のスペルが間違っています。

（武藤会長）修正いたします。

米田代議員（大阪府）決算の報告については、勘定科目の数字の報告だけではなく、増減額の大きな科目についてはその理由について報告をお願いします。

（武藤会長）ご意見有難うございます。もう少し詳細を提示できるように準備いたします。

他に質問は無く、議長より「第 2 号議案 令和 7 度決算報告（案）」の貸借対照表、正味財

産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録について、賛否を諮ったところ、出席した代議員、議決権行使書、委任状により代議員全員の賛成があり原案どおり、異議なくこれを承認した。

【採決結果：総代議員 80 名、承認 80 名（会場出席数 75 名、議決権行使数 2 名、委任状 3 名）、反対 0 名】

(3) 第 3 号議案 選挙管理委員の選任に関する件

議長の指名により岡田専務理事から「第 3 号議案 選挙管理委員の選任」について、資料に基づき説明し、審議に入った。

(中村議長) 質問をお受けします。質問のある方は挙手し、質問の前に所属会と氏名を名乗ってから発言をお願いします。

質問がなく、議長より「第 3 号議案 選挙管理委員の選任」について、賛否を諮ったところ、出席した代議員、議決権行使書、委任状により代議員全員の賛成があり原案どおり、異議なくこれを承認した。

【採決結果：総代議員 80 名、承認 80 名（会場出席数 75 名、議決権行使数 2 名、委任状 3 名）、反対 0 名】

【報告事項】

(1) 令和 8 年度事業計画について

議長の指名により河野副会長から資料「令和 8 年度事業計画」に基づき、報告した。

(2) 令和 8 年度収支予算について

議長の指名により根岸常務理事から資料「令和 8 年度収支予算」に基づき、報告した。

(中村議長) ただ今の「令和 8 年度事業計画」及び「令和 8 年度収支予算」の報告について、質問のある方は挙手をお願いします。質問の前に所属会と氏名を名乗ってから発言してください。

岩崎代議員（兵庫県）令和 8 年度事業計画の「地域歯科衛生活動の指導者育成」に、これまでは「地域歯科保健活動状況報告」という項目がありましたが、本年の会長会において、令和 8 年度は実施しないとのこと説明があったところです。あらためて中止の経緯、今後の展開、今後この地域歯科保健活動状況をどのように把握して行かれるのかについて教えていただきたい。

(石川副会長) 中止の経緯につきましては、これまで都道府県歯科衛生士会の皆様に多大なるご負担をおかけして調査してきたところですが、概ね、調査内容については大きな変更なくここ数年継続してきました。今後、調査項目の方向性を考えて行くにあたって一旦調査を中止して隔年実施にすることも含めて検討することとしています。

本日は、地域歯科保健の担当理事が欠席であり、もう少し詳しくということであれば、後日改めて担当理事よりご説明させていただきます。

岩崎代議員（兵庫県）本調査は、兵庫県歯科衛生士会としても、支部に大きな負担をかけていましたので、明確に中止であることを示していただけたので安心いたしました。

（武藤会長）負担をかけているので中止にするということではなく、長年の調査により一定の方向性が見えてきたということであり、都道府県歯科衛生士会の状況がわかってきたので次のステップに進むために一旦中止するということとさせていただきます。調査そのものは必要であり、引用し要望の際の材料になります。あの膨大な量の作業が必要なのかということも含めて検討するに当たり、2年間ほどの期間が必要なため一旦中止することとしたものです。行政の専門家が集まっている委員会において引き続き検討させていただきます。なお、令和8年度、令和9年度に日本歯科衛生士会より調査票が送付されることはありません。ただ、一方で調査が無くなった際に支部の活動を都道府県歯科衛生士会が把握することができるのかという問題もあります。都道府県の皆様には2年間の支部の活動の把握方法について、別途考えておいていただきますようお願いいたします。

岩崎代議員（兵庫県）ありがとうございます。もう1点、「歯科衛生士の研修指導者・臨床実地指導者等講習会修了生情報交換会」の開催場所が記載されていません。

（武藤会長）大変失礼しました。大阪府での開催です。

大野代議員（高知県）「地域歯科保健活動状況報告」の数字は、歯科衛生士が社会で活躍し貢献しているという根拠になるものであることを踏まえて検討をお願いします。

（武藤会長）より良い情報になるようにしたうえで、なおかつ都道府県歯科衛生士会の負担を減らすものにしてまいります。

（中村議長）よろしいでしょうか。以上をもって報告事項を終わります。

予定の議事は、すべて終了いたしました。昨年の代議員会にてご質問いただいております「関東信越」のブロック名称が「関東甲信越」となっていない理由の件、並びに賛助会員の基準の件につきまして、本日ご回答することとなっておりますので、武藤会長よりご説明頂きます。

（武藤会長）まず、前回、千葉県歯科衛生士会よりご質問のありました関東信越のブロック名称の件でございますが、関東信越となっている根拠を確認させていただきましたが、残念ながら明確な経緯に関わる記録は確認出来ませんでした。前回もお話しした通り、当会は厚生労働省と密接な関係にある団体であることから、ブロックの名称については、厚生労働省の出先機関である関東信越厚生局（山梨県は関東信越厚生局の管轄に入っています。）の名称に沿っているものと思われます。いずれにしても、山梨県歯科衛生士会の皆様のご要望も踏まえて今後、

諸規則整備委員会において名称変更に関わる審議を行う予定としておりますことをご報告申し上げます。

次に、兵庫県歯科衛生士会、並びに大阪府歯科衛生士会よりご質問のありました、賛助会員（準会員）の基準の件ですが、定款第 5 条において「本会の目的及び活動に賛同する企業・団体であること」とされており、会員規程第 15 条に基づいて提出して頂く申込書の要領において「理事会の承認を得たうえで会費を支払う必要がある」と明記されております。これを受けまして、理事会審議に際しましては、入会申請時において「本会の目的・活動に賛同し、支援する意思があるか。歯科医療に関連する業種であるか。」について審査しております。

賛助会員は支援的な立場であり、議決権は持たないため、過度に厳しい基準を設ける必要は無いと考えておりますが、一方で、理事会で拒否する基準等については明確にする必要がございますので、例えば「反社会的勢力への関与や公序良俗に反する活動が無いこと」、「公益法人である日本歯科衛生士会の名義が政治的に利用されないこと」、「日本歯科衛生士会の信用を失墜させる恐れが無いこと」等を明記した基準を定めることとして、諸規則整備委員会にて審議する予定としております。

令和 7 年度には諸規則整備委員会を開催することが出来なかったため、持ち越しとさせていただいておりますことについてお詫び申し上げます。令和 8 年度においては諸規則整備委員会を開催し、必要な規則を整備してまいります。

（中村議長）ただ今の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。質問の前に所属会と氏名を名乗ってから発言してください。

（中村議長）よろしいでしょうか。以上をもって継続案件となっていた件については終了いたします。その他、何かございますか。

（根岸常務理事）ご質問のありました正味財産増減計算書（案）の件ですが、細かな計数は今お示しできませんが、通信運搬費が 3,580 千円の減となっているのは、学会ジャーナルの電子化によるものに加え、安価な業者に変更したのが要因でございます。次に、印刷製本費が 7,270 千円の減となっているのは、学会ジャーナルの電子化が大きな要因でございます。次に賃借料の 10,000 千円の増については、75 周年記念の会が大きな要因ですが、これは一時的なものです。次に委託費の 9,200 千円の減については、令和 6 年度に実施した勤務実態調査は 5 年に一度の調査であり、令和 7 年度には実施しなかったためです。

（中村議長）その他何かございますでしょうか。

大金代議員（東京都）日本歯科衛生士会より会員に周知して下さいという依頼をたくさんいただきますが、会員に周知する際に日本歯科衛生士会の Web サイトに掲載されていれば、それをお知らせするだけで済むので、ご検討いただきたい。

（武藤会長）国から来た周知依頼を転送させていただいているのですが、件数が非常に多いのは事実です。事務局長より周知してよいかの確認があり、三役で判断して周知させていただいてい

ますが、日本歯科衛生士会の Web サイトに全部載せるのは広報がパンクすることになりますので、対応方法については検討させていただきます。

(中村議長) 予定の審議は、すべて終了いたしました、その他に質問等ございますか。なければ、これをもって議長、副議長の任務を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

以上をもって議事の全部の審議及び報告を終了したので、岡田専務理事は 15 時 38 分閉会を宣し、解散した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議長及び議事録署名人が記名押印する。

令和 8 年 7 月 / 日

公益社団法人日本歯科衛生士会代議員会

議長 中村 昌代 

議事録署名人 中村 美智子 

議事録署名人 久本 千佳 

令和8年度 定時代議員会出席者名簿

別紙1

会 名	代 議 員	出席	議権	委任	会 名	代 議 員	出席	議権	委任
北海道	昆 羊大 奈	○			三重県	笹 間 滋 代	○		
	田 中 麻 衣	○			滋賀県	土 屋 奈 美	○		
	末 永 智 美	○			京都府	吉 本 美 枝	○		
青森県	蛭 澤 美 由 樹	○			大阪府	品 田 和 子	○		
岩手県	大 友 さ つ き	○				清 水 未 衣	○		
宮城県	前 沢 葉 子	○				間 狩 み な 子	○		
秋田県	甫 仮 貴 子	○				山 口 千 里	○		
山形県	佐 藤 奈 美	○				米 田 裕 香	○		
福島県	山 守 理 真	○			兵庫県	石 井 美 和	○		
茨城県	岩 村 昌 子	○				岩 崎 小 百 合	○		
栃木県	中 村 美 智 子	○				栗 原 知 子	○		
群馬県	本 多 ゆかり	○				清 水 豊 子		○	
埼玉県	荒 井 郷 子	○				野 末 優 子	○		
	富 永 悦 子	○				森 田 好 美	○		
千葉県	榎 本 亜 弥 子			○	奈良県	米 田 衣 代	○		
	高 澤 み どり	○			和歌山県	野 村 カ オ ル	○		
	那 須 啓 子	○			鳥取県	石 井 奈 美	○		
東京都	大 金 伸 子	○			島根県	吉 田 ち か み	○		
	佐 藤 静 香			○	岡山県	久 本 千 佳	○		
	佐 藤 祥 子	○			広島県	藤 原 千 尋	○		
	藤 山 美 里			○		三 好 早 苗	○		
	細 田 江 美 子	○			山口県	柴 田 久 美	○		
	横 井 節 子	○			徳島県	高 石 和 子	○		
神奈川県	打 矢 純 子	○			香川県	松 尾 明 美	○		
	岡 本 香	○			愛媛県	川 上 三 紀	○		
	添 田 静 香	○			高知県	大 野 由 香	○		
新潟県	薄 波 清 美	○			福岡県	岡 留 朝 子	○		
	迎 野 和 佳 子	○				古 賀 直 子	○		
山梨県	坂 野 さ お り	○				松 永 真 理 子	○		
長野県	宮 嶋 典 子	○			佐賀県	陣 内 美 穂 子	○		
	吉 川 由 紀 子	○			長崎県	岩 本 和 美	○		
富山県	荒 木 千 加 子	○			熊本県	中 村 加 代 子	○		
石川県	赤 田 巧 子	○				中 村 昌 代	○		
福井県	川 端 登 代 美	○			大分県	渡 邊 弘 美	○		
岐阜県	奥 村 美 雪	○			宮崎県	小 川 沙 織	○		
	堀 佐 和 子	○			鹿児島県	下 川 真 弓		○	
静岡県	金 森 麻 依 子	○			沖縄県	野 田 直 美	○		
	新 井 恵 美	○							
愛知県	金 森 い づ み	○							
	柴 田 享 子	○							
	長 縄 弥 生	○							
	細 久 保 真 理 子	○							
	水 草 あ ゆ み	○							

(代議員総数 80名) 75 2 3

別紙 2

令和 8 年度 定時代議員会役員等出席者名簿

役職名	氏 名	出欠	備 考
会 長	武 藤 智 美	○	
副 会 長	久保山 裕 子	○	
副 会 長	河 野 章 江	○	
副 会 長	石 川 奈保美	○	
専務理事	岡 田 昌 子	○	
常務理事	根 岸 麻 理	○	
常務理事	村 西 加寿美	○	
常務理事	須 山 弘 子	○	
常務理事	山 田 小枝子	○	
常務理事	長 優 子	×	
理 事	鈴 木 瞳	○	
理 事	大 屋 朋 子	○	
理 事	小 森 朋 栄	○	
理 事	下 池 光	○	
理 事	藤 原 奈津美	○	
理 事	渡 邊 理 沙	○	東海北陸ブロック
理 事	鏈 水 麻 里	○	北海道東北ブロック
理 事	川 島 貴 重	○	関東信越ブロック
理 事	小 前 みどり	○	近畿ブロック
理 事	柴 田 久 美	○	中国四国ブロック
理 事	八 木 浩 子	○	九州ブロック
監 事	渡 邊 洋 子	○	
監 事	高 橋 千 鶴	○	
監 事	今 村 敬	○	

